

令和４年９月１３日

事業適応促進業務における指定金融機関の指定について

産業競争力強化法（平成２５年法律第９８号）第２１条の１９第１項の規定に基づき、令和４年９月１３日付けで同項に規定する指定金融機関として次の金融機関を指定したので、同法第２１条の２０第１項の規定に基づき公示する。

- １．指定金融機関の商号又は名称
日本生命保険相互会社
- ２．指定金融機関の住所
大阪府大阪市中心区今橋３丁目５番１２号
- ３．事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地
別表のとおり

(別表)

営業所又は事務所の名称	所在地
融資総務部	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命丸の内ビル
財務第一部	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命丸の内ビル
財務第二部	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命丸の内ビル
財務第三部	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命丸の内ビル
法人財務部	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命丸の内ビル
首都圏財務部	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命丸の内ビル
ストラクチャードファイナンス営業部	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命丸の内ビル
本店財務部	大阪府大阪市中央区今橋3丁目5番12号
東海財務部	愛知県名古屋市東区東桜1丁目13番3号 NHK名古屋放送センタービル
九州財務部	福岡県福岡市中央区天神1丁目4番1号 西日本新聞会館ビル